

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	期首における退職給付債務	1,274,763,612円
	勤務費用	115,163,769円
	利息費用	13,906,230円
	数理計算上の差異の当期発生額	△192,903,426円
	退職給付の支払額	△51,229,792円
	役員に係る退職給付債務の当期発生額	590,944円
	期末における退職給付債務	1,160,291,337円
(3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	非積立型制度の未積立退職給付債務	1,160,291,337円
	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,160,291,337円
	退職給付引当金	1,160,291,337円
	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,160,291,337円
(4) 退職給付に関連する損益	勤務費用	115,163,769円
	利息費用	13,906,230円
	数理計算上の差異の当期の費用処理額	△192,903,426円
	役員に係る退職給付引当金繰入額	590,944円
	合計	△63,242,483円
(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項	期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）	
	割引率	2.66％
7. 重要な債務負担行為	次期以降に係る重要な債務負担行為は、以下のとおりであります。	
	第四世代インフラ共通基盤等運用保守業務等	67,984,488円
	第五世代システム更改に伴う工程管理及び技術支援業務	51,480,000円
	業務統合管理システムの更改に係る設計・開発等業務	806,206,441円
	複合機・プリンタ保守付リース契約	27,805,201円
	インターネットデータセンター賃貸借契約（変更契約）	29,007,264円
8. 重要な後発事象	該当事項はありません。	
9. 金融商品に関する注記	(1) 金融商品の状況に関する事項	当勘定では、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。
	(2) 金融商品の時価等に関する事項	当勘定では、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものに限定されることから、注記を省略しております。
10. 収益認識に関する注記	(1) 収益の分解情報	附属明細書「8 セグメント情報」に記載のとおりであります。
	(2) 収益を理解するための基礎となる情報	重要な会計方針の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
	(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報	当センターは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、現存履行義務に係る注記を省略しております。また、顧客等との契約における対価のうち取引価格に含まれない金額に重要なものはありません。

弁理士登録公告

令和8年10月7日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

月日	登録番号	氏名	
10月7日	24076	田島 有希	
10月7日	24077	森藤 淳志	
10月7日	24078	鈴木 健人	
10月7日	24079	前畑さおり	
登録抹消			
年月日	登録番号	氏名	事由
令和8年9月15日	6232	古田 剛啓	死亡抹消
令和8年9月1日	10567	梶 生長	申請抹消
令和8年9月23日	17216	浅井 隆一	申請抹消
令和8年9月28日	22330	金子 尚人	申請抹消
令和8年9月30日	15305	河野 直樹	申請抹消
令和8年9月30日	21065	鹿島 直樹	申請抹消

令和8年10月26日 日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

令和8年10月7日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の5に基づき次のとおり公告します。

月日	登録番号	氏名
10月7日	24073	前川 澄香
令和8年10月26日 日本弁理士会		

懲戒処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記		
1	処分をした弁護士会	第二東京弁護士会
2	処分を受けた弁護士	
	氏名	桜井 康統
	登録番号	49825
	事務所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4－6－8－404 桜井総合法律事務所

3	処分の内容	戒告
4	処分が効力を生じた年月日	令和8年10月6日
	令和8年10月8日	日本弁護士連合会

懲戒処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記		
1	処分をした弁護士会	東京弁護士会
2	処分を受けた弁護士	
	氏名	佐藤 昭
	登録番号	22204
	事務所	東京都千代田区六番町1－1 恩田ビル402 佐藤昭法律事務所
3	処分の内容	戒告
4	処分が効力を生じた年月日	令和8年10月8日
	令和8年10月9日	日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍不明・住所広島県広島市南区金屋町1番9号西村ビル301号室・氏名自称安田久美、年齢70～80歳位の女性、身長145cm、推定体重35kg、下腹部に長さ約14.5cmの手術痕あり、タンクトップ、長ズボン、ショーツ
上記の者は、令和6年9月中旬頃に、広島県広島市南区金屋町1番9号西村ビル2階共用廊下で死亡したもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市南区役所厚生部生活課まで申し出てください。
令和8年10月26日
広島県
広島市南福祉事務所長 力善安希乃

会社更生法の適用

解散公告
当社は、令和八年十月五日社員総会の決議により解散したので、債権者は、本公告掲載の日から二箇月以内にお申し出してください。右期間内にお申し出さないものは清算から除外します。
令和八年十月十六日
北海道札幌市緑田町西二線一丁目
一 敬社団法く都は福産大学より入る
代表清算人 木原 淳氏